

## 明代公案小説の編纂

### 一

明の萬曆年間には、『百家公案』を皮切りに、『廉明公案』『諸司公案』『明鏡公案』『詳刑公案』『律條公案』『新民公案』『居官公案』という裁判小説集が編纂された。中國では現在でも『龍圖公案』とこれら的小説集は、俚拙無文と酷評され顧みられることが少ないが、アメリカや日本では、そのテキストや『龍圖公案』の選録狀況が報告され、また話本や擬話本との關係についても論じられて注目を集めている。

筆者もこれらの小説が俚拙無文だとは決して思わないし（その證據に三言一拍等に取り入れられている）、その評價は別にしても、公案小説の研究はさらに進められなければならないと考えている。本稿は、そうした意味で、まだ具體的に解明されていないこれらの小説集の編纂について明らかにしようとするものである。

### 二

はじめに『龍圖公案』百話のうち四十八話の話を提供している『百家公案』十卷百回の編纂について述べておきたい。筆者はすでに別稿

## 阿部泰記

において、この同じく包拯の裁判を描いた小説が、おおむね毎巻テーマを定めて十話前後の話を創作あるいは蒐集しており、巻一には怪異を誌した話、巻二には庶民の日常的な犯罪を載く話、巻三には夫婦の愛情をテーマとした話、巻九では「説唱詞話」の包拯譚からの話、巻十には怪異を誌した話、そして六・七・八巻には元人郭霄鳳撰『江湖紀聞』中の十四の記事を用いて創作した話をそれぞれ集めていること、又その中、『江湖紀聞』を用いた創作では、編者は、原記事にはない敘述で、公案小説にとっては不可欠な、犯罪の動機や事件解決の具體的な手段、あるいは冤罪事件發生の原因等の敘述を加えていることを述べた。よって『百家公案』の編纂についてはここでは以上のことを確認するだけに止めるが、『百家公案』の話は後出の『詳刑公案』『律條公案』等の小説集に襲用されており、特にこの二集の刊行の先後を決定する上でも重要な作用を發揮する。なお『百家公案』は後出の小説集のように話中に「告」「訴」「判」の裁判文書を載せず、このため『龍圖公案』が二話ずつのペアで話を収録する際、『百家公案』の話と後續の諸小説集の話とをペアにできず、『百家公案』内でペアを作ったものと思われる。『百家公案』は萬曆二十二年（一五九四）に刊行された。

\*

『百家公案』について刊行年の明らかなものは『廉明公案』であり、萬曆二十六年（一五九八）、余象斗によって編纂された。その自序には近代名公の文卷をもとにして話を構成し、分類編次したことを述べている。

不佞、廉明の風を景行して、世道を萬一に維がんことを思い、乃ち近代名公の文卷を取り、先ず事情の由を敘べ、次に訶告の詞に及び、末に判断の公を述べ、彙輯帙を成し、分類編次す。おおもね物情を研窮し、冤滯を辨雪し、人の察する能わざる所を察す。本書は上下二巻に分ち、上巻には、人命・姦情・盜賊類、下巻には、争占・騙害・威逼・拐帶・墳山・婚姻・債負・戸役・鬪毆・繼立・脫罪・執照・旌表類、計十六類百三則を集めており、この中二十二則が『龍圖公案』に取り入れられている。ただこの序文には矛盾があり、「先ず事情の由を敘べ」というが、そうでないものが六十二則もある。

は、争占・騙害・威逼・拐帶・墳山・婚姻・債負・戸役・鬪毆・繼立・脫罪・執照・旌表類、計十六類百三則を集めており、この中二十二則が『龍圖公案』に取り入れられている。ただこの序文には矛盾があり、「先ず事情の由を敘べ」というが、そうでないものが六十二則もある。

孫侯判代妹伸冤、丁府主判累死人命

許侯判強姦、魏侯審強姦墮胎、孔推府判匿服嫁娶、

金府尊批告強盜、鄧侯審強盜、齊侯判窃盜、王侯判打

槍、尤理刑判窃盜、丁侯判強盜

駱侯判告謀家、孔侯審寡婦告争産、許公判庶弟告兄、

唐侯判兄告弟分産、段侯審繼産、蘇侯判争家産、金侯判争山

朱代巡判告酷吏、郭府主判告捕差、饒察院判生員、謝

通判審地方、余分巡判告巡檢、汪侯判經紀、任侯判經紀、朱侯判

告光棍、袁侯判追本

墳山類 蘇侯判毆塚、林侯判謀山

婚姻類 馬侯判争娶、江侯判退親、唐太府判重嫁、祝侯判親屬

爲婚、喻侯判主占妻、

債負類 班侯判逼債、孟侯判放債吞業、左侯判債主霸屋、宋侯

判取財本、葉侯判取軍庄

戸役類 鄭侯判争甲首、杜侯判甲下、高侯判脫里役、熊侯判扳

扯錢糧、桂侯判兜收

鬪毆類 晏侯判姪毆叔、駱侯判毆傷、朱侯判墮胎

繼立類 艾侯判承繼、林侯判繼子、龔侯判義子生心、蔣府主判

庶弟告嫡兄

脫罪類 按察司批保縣官、孫代巡判妻保夫、鄧察院批母脫子軍

執照類 余侯批娼妓從良照、江侯判寡婦改嫁照、閔侯批杜後絶

打照、湯縣主告給引照身、詹侯批和息狀

例えば盜賊類「尤理刑判窃盜」は、結婚を強奪しようとする太平府

の民吳亨が、ひそかに伐った木を仇敵余順の池に投入して余順を盜賊

として誣告するという内容の訴訟判決文書だけからなり、この事件を

説明する文章がはじめに置かれていない。『龍圖公案』九十五話「裁

証」は、そこで、陽元に結婚を断わられた永平縣の土豪伍和が、伐つ

た木を陽元の家の門前の池中に投入して陽元を盜賊として誣告すると

いうストーリーを加えてこの判決文書を用いている。このことは從來

指摘されていないので、兩者を比較して確認しておこう。

龍圖公案 廉明公案

審得、伍和與楊元、争娶宿仇、尤理刑審云、吳亨與余順、争娶

連年秦越、自砍杉木、馮浸元池、宿仇、累歲秦越、自砍杉木、私

希圖賴報。其操心何甚勞、而其浸余順池中、圖賴報復。此操心

爲計何甚拙也。：

甚劣、爲計最拙也。：

ところでこれら六十二條の裁判文書は、ストーリーを記した他の四十一話と明らかに調和せず、この書が倉卒に編纂されたことを窺わせるが、これらの文書は、實は『蕭曹遺筆』から採録されたものであった。『蕭曹遺筆』四卷は萬曆二十三年（一五九五）に編纂されており、凡例に、

詞狀の資格には自ら一定の體有り。今、生平集むる所の名筆、及び嘗て試みて屢々捷ちし詞稿の、條萬科析かるるをば、類を逐いて編みて後に附す。

といい、また、

審及び判語は、皆薦紳先生の名筆なり。或は古に稽えて今を證し、或は詞に寓せ意を借る。

というように、自作を含めた模範的な訴訟判決文を蒐集したものである。その一・二卷は、盜賊・墳山・人命・争占・騙害・婚姻・債負・戸役・鬪毆・繼立・姦情・脱罪・執照・呈狀の十四類に分けて六十六件を載録しており、『廉明公案』はその殆どを轉載している。また『廉明公案』の分類中、威逼・拐帶・旌表の三類を除いた十三類にすべてこの文書が載せられている（墳山・婚姻・債負・戸役・鬪毆・繼立・脱罪・執照の八類はこの文書のみ）ことからすると、本書を含め、明代公案小説集の分類編纂の方式は、こうした訴訟判決文書集の體裁に倣ったものであることが推測できる。なお『廉明公案』では裁判文書を轉載しただけに止まるが、『龍圖公案』のように裁判文書からストーリーを構成することは、後述することく、『詳刑公案』『律條公案』でも行なわれており、公案小説が現實の裁判文書と密接な關係をもつていたことが知られる。

ところで本書の序文には、「近代名公の文書を取り」と明言しているが、必ずしも明人の裁判譚ばかりを蒐集したわけではない。中には

五代和凝・宋和凝『疑獄集』（明嘉靖十四年、一五三五年刊張景增補『疑獄集』十卷中に収録されている）によって構成した話を含んでいる。それは盜賊類の「董巡城捉盜御寶」（『疑獄集』卷三、「無名讖竊案」と『蔣兵馬捉盜驛賊』（同書卷三、「行成叱盜鹽」）である。例えば董巡城の話は、明の弘治年間盗賊が御庫の寶物を盗んだ。犯人は靈柩に隠して城門を出るしかあるまいとにらんだ董成は、城門を見張って果して父の葬儀を行なう孝子たちを發見し、彼らに悲哀の情が見られないことを知って亡父の生死の日時を尋ねると、それぞれ違った日時を答え、墓の中から御庫の寶物が發見される、という話であり、また『疑獄集』の方でも、唐の蘇無名が太平公主の寶物が盗まれた事件を擔當した際、喪服を着た胡人の一團を怪しいとにらみ、彼らが城門を出るのを見張って墓まで追跡し、彼らに悲しみの情が見られないと知るや、墓を暴いて中から寶物を發見するという、よく似た話であり、『廉明公案』が唐代の話をも明代の話に燒直していることがよくわかる。『廉明公案』では、こうしたオーソドックスな裁判記事集以外にも、すでに指摘されているように、南宋羅輝『醉翁談錄』庚集卷二「花判公案」所收の「子瞻判和尚遊娼」からも取材して、それを明代の話に仕立てている。

\*

『廉明公案』の二十二話について、『龍圖公案』に十二話もの多くの話が採録されている小説集が『詳刑公案』である。謀害・姦情・婚姻・姦拐・威逼・除精・除害・窃盜・搶劫・強盜・妬殺・節婦・烈女・双孝・孝子の十五類に分け、計四十話を集めている。従来『廉明公案』との影響關係は認められていなかったが、私見によれば、二話

が類似する『廉明』『汪縣令燒毀淫寺』と『詳刑』『蔡府尹斷和尚姦婦』『廉明』『顧知府旌表孝婦』と『詳刑』『王縣尹申請表孝婦』。しかしどちらが先行する話か判別の方法がないため、結局本書の編纂時期は明らかでない。また編纂の全貌についてもわかに明らかにし難いが、書中に『百家公案』からの燒直しが五話、『剪燈新話』に基づいた話が一話、訴訟判決文書からストーリーを構成したと思われる話が若干数あることは確認できる。

〈詳刑公案〉

〈依據した作品〉

- 鄭知府告神除蛇精 『剪燈新話』『永州野廟記』
- 馮縣尹斷木碑追布 『百家公案』11回「判石牌以追客布」
- 徐代巡斷搶劫販客 同46回「斷謀規布商之冤」
- 吳推府斷僻山搶殺 同21回「滅苦株賊伸客冤」
- 岑縣尹證兒童捉賊 同71回「證盜而釋謝翁冤」
- 韓代巡斷嫡謀妾産 同6回「判妬婦殺妾子之冤」

ところで本書には『律條公案』と共通する話が三十二話あり、二書のうちどちらかが轉載したことを示しているが、從來その検討がなされていない。しかしこれを明白にするのはそう難しい問題ではない。今、二書の取材源である『百家公案』七十一回「證兒童捉謀人賊」、六回「判妬婦殺妾子之冤」の文章と二書の文章とを比較してみよう。

〈百家公案〉

〈詳刑公案〉

〈律條公案〉

- 71. 沒他錢本成就不得事 沒他錢本成就不得事
- 雖待再議之 且往挑擔再作計議
- 以泄日前之忿 以泄日前之忿
- 取出利斧一把劈頭砍 取出利斧一把劈頭砍
- 下。 取出利斧一把劈頭砍

藏有碎銀數兩  
囑妻陳氏善視二子  
母子痛飲盡歡而罷

藏有銀子十七兩  
囑其妻妾善視三子  
程氏勉強痛飲盡權而罷

得銀子十八兩  
囑其妻妾善撫三子  
程氏却情不過只得勉強痛飲了數盃盡權而罷

是夜藥發

是夜藥發

是夜藥酒發作

且信且疑鬱々不悅

且住且疑鬱々不悅

且住且疑鬱々不悅

これを見れば、『詳刑公案』と『律條公案』は殆どその章を同じくするものの、異同ある箇所に関しては、いずれも『詳刑公案』が『百家公案』に一致しており、従ってまず『百家公案』の話に基づいて『詳刑公案』の話が作られ、その後『律條公案』が『詳刑公案』の話を採録したことがわかる。このことは『百家公案』を燒直した五話および『剪燈新話』『永州野廟記』を用いた一話に共通することであり、『詳刑公案』が『律條公案』より先行することはほぼ間違いない。また從來『龍圖公案』が『詳刑公案』と『律條公案』に共通する十話を二書のどちらから採録したのか不明とされてきたが、上記のような方法で三者の字句を比較してみると、『龍圖公案』と『詳刑公案』の字句が常に一致し、十話とも『詳刑公案』から採録したものであることがわかる。ただし『龍圖公案』には繁簡、有評無評の清刊本が多数あって、これらはいずれも明刊本から出て字句の異同を生じているため、字句の比較を行なう際には明刊本を用いなければ判断を誤ることになるといふことを附言しておきたい。以下に比較の一例を擧げておこう。

〈龍圖公案81話〉

〈詳刑公案〉

〈律條公案〉

清道、你那個表弟、 清曰、你那個表弟、 清曰、甚表弟、未曾

竝未曾到。…是夜、竝未曾到。…是夜、到。…是夜、清備酒  
 清備酒接鋒、衆皆勸 清備酒接鋒、衆皆勸 接風。新悶悶不悅。  
 飲。新悶悶不悅。衆 飲。新悶悶不悅。衆 衆人曰、想往別處收  
 人道、想彼或往別處 人曰、想彼或往別處 買。不然、人豈會不  
 收買貨去。不然、人 收買貨去。不然、人 見。新只得宿過一晚。  
 豈會不見。新想、他 豈會不見。新想他別  
 別處皆生、無有去所。處皆生、無有去所。  
 只宿過一晚。 只宿過一晚。

なお『詳刑公案』と『廉明公案』に収録された話は、天啓元年（一  
 六二二）、刑法の手引書である『法林灼見』に、一部人名地名等を改め  
 て、四十話選録されており、公案小説の裁判の手引書としての効用を  
 知るに良い資料である。

〈法林灼見〉

〈依據した作品〉

- 『廉明』「吳縣尊辨因姦窃銀」
- 『詳刑』「劉縣尹訪出謀殺夫」
- 同「曾縣尹斷四人強姦」
- 『廉明』「鄒給事辨詐稱姦」
- 『詳刑』「呂縣尹斷誣姦賴騙」
- 『廉明』「陳按院賣布賺賍」
- 『詳刑』「吳推府斷僻山搶殺」
- 同「岑縣尹證兒童捉賊」
- 『廉明』「汪太府捕剪錄賊」
- 『詳刑』「董推府斷謀害舉人」
- 『廉明』「楊評事片言折獄」

- 僕人同謀家主
- 兇僧強姦致死
- 棺公黑夜謀商
- 郭推府判義猴
- 屠戶妬姦殺人
- 恤刑得夢鳴冤
- 洪院因夢雪冤
- 兩姨悔夢致訟
- 指腹爲姻悔盟
- 剖判良賤爲姻
- 姻親誤賊悔盟
- 因疾爭親構訟
- 爭占二府斷蔗爭家
- 代巡斷謀嫡產
- 縣主斷棍爭婦
- 剖判二僕爭鵝
- 巡捕辨斷攘雞
- 州同斷人爭傘
- 教諭斷瞞柴刀
- 四卷 威逼僧人將鍾覆士
- 悟空威逼舉人
- 李氏疑姦逼夫
- 代巡恩豁程文煥
- 四卷 典史判僧拐婦
- 判遊僧藏婦

- 『詳刑』「陳府尹判惡僕謀主」
- 『廉明』「張縣尹計嚇兇僧」
- 『詳刑』「吳推府斷船戶謀客」
- 『廉明』「郭推官判猴猴主」
- 同「曹察院蜘蛛食卷」
- 『詳刑』「魏恤刑因鳴冤鳴冤」
- 『廉明』「洪大巡究淹死侍婢」
- 『詳刑』「趙縣尹斷兩姨訟婚」
- 同「蘇縣尹斷指腹負盟」
- 同「秦推府斷良賤爲婚」
- 同「戴府尹斷姻親誤賊」
- 同「章縣尹斷殘疾爭親」
- 同「廉明」「滕同府斷蔗子金」
- 『詳刑』「韓代巡斷嫡謀妾產」
- 同「蘇縣尹斷光棍爭婦」
- 同「項縣尹斷二僕爭鵝」
- 『廉明』「秦巡捕明辨攘雞」
- 同「金州同剖斷爭傘」
- 同「武署印判瞞柴刀」
- 同「邵參政夢鍾蓋黑龍」
- 同「康總兵救出威逼」
- 同「姚大巡判掃地賴姦」
- 『詳刑』「晏大巡夢黃龍盤柱」
- 『廉明』「戴典史夢和尚鐵眉」
- 同「黃通府夢西瓜開花」

四卷 觀風考察賺賍 同「韓按院賺賍獲賊」  
 四卷 縣主旌表孝子 同「謝知府旌獎孝子」  
 四卷 劉氏甘死不嫁 『詳刑』「周推府申請旌表節婦」

『龍圖公案』が二話も採録しないため、一般に注目されない小説集に『諸司公案』がある。人命・姦情・盜賊・詐偽・爭占・雪冤の六類に分け、五十九話を收める。

從來本書がもとにした裁判記事が何であつたか指摘されていないが、私見によれば、三十二話が、明張景增補『疑獄集』を素材としている。

〈諸司公案〉

〈疑獄集〉

人命 朱知府察非火死 壽隆疑火死(六卷)  
 胡憲司寬宥義卜 憲司准首義卜(七卷)  
 左按院肆赦誤殺 樊舍首誤殺(同)  
 孫知州判兄殺弟 孫科兄殺(八卷)  
 張縣令辨燒故夫 張學辨燒猪(二卷)  
 韓廉使聽婦哀懼 韓澆聽哀懼(三卷)  
 二卷 彭理刑判刺二形 彭節齋額刺二形(八卷)  
 姦情 顧縣令判盜牛賊 憲之知牛主(三卷)  
 三卷 柳太守設榜捕盜 柳設榜牒(五卷)  
 呂分守知賊詐喪 元膺知喪詐(二卷)  
 韓主簿計吐櫻桃 彥超立吐櫻(三卷)  
 路縣尹判盜割瓜 伯通舐鋤刀(四卷)  
 四卷 王縣尹判誣謀逆 王和甫校書(五卷)  
 四卷 武太府判僧藏鹽 行德捕桑門(六卷)  
 三卷 聞縣尹妓屈盜辨 輿妓屈盜(七卷)

商太府辨詐父喪 仲堪止大妄(二卷)  
 杜太守察誣母毒 杜亞察誣毒(同)  
 裴縣尹察盜獵犬 裴均察盜犬(同)  
 張主簿察石佛語 張輅察佛語(三卷)  
 唐縣令判婦盜瓜 唐公問筐籠(四卷)  
 李太尹辯假傷痕 李公驗棒(八卷)  
 五卷 李太尹判爭兒子 李崇察悲嗟(二卷)  
 爭占 李太尹判爭耕牛 次武各驅(五卷)  
 齊大巡判易財產 齊賢易財(同)  
 江縣令辨故契紙 江辨紙裏(八卷)  
 彭知府斷還資產 彭祥還貨(十卷)  
 兩廷尉辯老翁子 兩吉辨子影(二卷)  
 趙縣令藉田舍產 趙和籍舍產(三卷)  
 六卷 趙知府夢猿洗冤 趙知錄騰天夢猿(六卷)  
 雪冤 王司理細叩狂嫗 王罕叩狂嫗(九卷)  
 邊郎中判獲逃婦 邊其揭捕文(同)  
 袁主事辨非易金 袁相探情偽(二卷)

だがその創作スタイルは、前に述べた同じ編者(余象斗)の『廉明公案』とは異なる。例えば「朱知府察非火死」(人命類)の梗概は、  
 彭州府九龍縣の民申謙は母の靈柩を民寇遠の山に無斷で埋葬した。怒った寇遠はひそかに申家に侵入して一家を皆殺しにした上、放火して去る。知府朱壽隆は、火事を知って一人ぐらい逃げる者があつてもいいはずだと思つて捜査を始める。まず寇遠の門前に梯子を發見して問い質し寇遠が返答に窮したのを怪しみ、つぎに寇遠と申謙の不和のことを聞き知つて、寇遠が犯人だと確信した上

で、一計を案じて目撃者を仕立てあげ、寇遠の自白を得る。というもので、これは『疑獄集』『壽隆疑火死』の原文、

朱少監壽隆、知彰州九龍縣。吏告一家七人以火死。壽隆曰、豈有一家無人脫者。此必有姦。逾月、獲。果乃殺其人而縱火爾。

をそのまま生かしながら、犯罪の由來、判官による現場檢證等、公案小説に不可欠の敘述を加えるという手法であり、『廉明公案』のように別の話に鏡直す手法とは異なるのである。本書は、その大部分を『疑獄集』に忠實に依據している點で、最もオーソドックスな公案小説集と評價できよう。

ところで従來本書が『律條公案』の話を借用したといわれているが、實はその逆で、『律條公案』が本書の話を借用したものであることはこれで判明しよう。

#### 〈諸司公案〉

#### 〈律條公案〉

人命劉刑部判殺繼母

一巻 武王政斷爲父殺繼母

爭占江縣令辨故契紙

六卷 夏太尹斷謀占田產

邢廷尉辯老翁子

七卷 王滅刑斷拐帶人妾

雪冤邊郎中判獲逃婦

拐帶 王滅刑斷拐帶人妾

この四話のうち「劉刑部判殺繼母」を除いた三話は『諸司公案』において『疑獄集』の記事をもとに創作されたものであり、『律條公案』に用いられるに至っては、人名・地名、ストーリーの一部が改められるが、字句はおおむね『諸司公案』のものを襲用している。例えば「江縣令辨故契紙」は、寡婦が佃戸から田租を徴收しきれず困っているのに乗じて、胥吏が代わって徴收し、寡婦の死後、偽の證書を作った田を贖し取る話で、江縣令はその證書が茶で煮て染めて古く見せたものであることを看破する。そして『律條公案』「夏太尹斷謀占田產」

は、犯人の胥吏を光棍に書き變えるだけに止めるという具合である。また「王滅刑斷拐帶人妾」は『龍圖公案』八話「招帖收去」として収録されているが、『諸司公案』の創作形態の解明によつて、この話が、はじめ『諸司公案』において創作され、さらに『律條公案』においてややストーリーが變えられ、その後『龍圖公案』に收められたという経過も判明する。

本書の刊行は、『廉明公案』『武署印判購柴刀』(爭占類)を引いている所からして萬曆二十六年以降であり、また後述の『新民公案』に七話取り入れられていることからして萬曆三十三年(一六〇五)以前である。従來の萬曆三十四年以降の刊行とする説は訂正されねばならない。なお『詳刑公案』との前後關係は確認できない。

\*

『律條公案』の話は、すでに『詳刑公案』の項で述べたように、『詳刑公案』と共通する十話については『龍圖公案』はすべて『詳刑公案』から採録しているため、三話だけが『龍圖公案』に載せられていることになる。本書は、首巻に『六律總括』『五刑定律』『擬罪問答』『金科一誠賦』および執照・保狀二類の文書七件を載せて、あたかも刑法書のごとき體裁を取っている。一巻以後は謀害・強姦・姦情・強盜・窃盜・淫僧・除精・除害・婚姻・妬殺・謀産・混爭・拐帶・節孝の十四類に分け、四十六話を收めるが、現テキストには強姦類四話を欠いている。

前述のように、その殆どが『詳刑公案』からの轉載であり(三十二話、『諸司公案』からの鏡直しがある(四話)外、『蕭曹遺筆』(或は『廉明公案』)に基づいてストーリーを構成した話(二話)、『剪燈餘話』の話(二話)を含んでいる。

〈律條公案〉

〈依據した作品〉

- 一巻 蘇侯斷問打死人命 『廉明』『夏侯判打死弟命』
- 二巻 傅代巡斷問謀殺命 『剪燈餘話』『瓊奴傳』
- 三巻 丁太府斷舟人劫財殺命 同『芙蓉屏記』
- 四巻 督推府斷霸占家産 同『廉明』『蘇侯判爭家産』

なお『明鏡公案』との前後關係は確認できない。

\*

『明鏡公案』は『龍圖公案』に用いられていない。人命・索騙・姦情・盜賊・雪冤・婚姻・圖賴・理冤(附古類)・古案の九類に分けるが、現テキストには圖賴類以下を缺き、計二十五話を存するのみである。孫楷第氏が、「載する所、明の事多く、また之を『疑獄集』諸書に取る者有り。盜賊類中、『廉明公案』と重複する者尤も多し」と指摘するように、周新・張象・陳祖・顧佐・陳選(一四二九—一四八六)・陳襄・賈郁・陸瑜(一四〇九—一四八九)ら明人の公案譚を載せ、また前述の『諸司公案』の手法に倣って『疑獄集』の記事から二話を構成しており、『廉明公案』盜賊類の、『蕭曹遺筆』から轉載した二則を含む計五則をそのまま轉載し、『詳刑公案』(あるいは『律條公案』)『諸司公案』からもそれぞれ一話ずつ轉載し、『醉翁談錄』乙集卷一「煙粉歡合」から一話を敷衍して載せる。

〈明鏡公案〉

〈依據した作品〉

- 一巻 朱太尊察非火死 『諸司』『朱知府察非火死』
- 一巻 崔按院搜僧積財 『疑獄集』卷五「崔黯搜積」
- 二巻 陳大巡斷強姦殺命 『詳刑』『陳大巡斷強姦殺死』
- 三巻 李府尹遣媼姦婦 『疑獄集』卷一「李傑媼姦婦」
- 三巻 董巡城捉盜御寶 『廉明』同上

汪太守捕捉剪鑲賊 同、同上

蔣兵馬捉盜驟賊 同、同上

金府尊批告強盜 同、同上

鄧侯審決強盜 同『鄧侯審強盜』

四巻 王御史判姦成婚 『醉翁談錄』『憲臺王剛中花判』

なお明人の公案譚八話では、はじめに諸官を簡單に紹介して話に入り、末尾を四句詩でしめくくるといふ、他書に見られぬ獨特の叙述を行なっている。

刊行年は不明である。一説に、萬曆五年の進士鄒元標(一五五二—一六二四)の話を含んでいるから、泰昌天啓間(一六〇一—一六二六)の刊行といふが、鄒元標の生前に刊行されることもある故、必ずしも信じられない。

\*

『新民公案』の正式書名は『郭青螺六省聽訟錄新民公案』といい、あたかも明人郭子章(一五四二—一六一八)が六つの省に赴任して行なった裁判記録のように装っているが、實は従來の説のごとく、實話ではない。本書は郭子章の生前、萬曆三十三年(一六〇五)に刊行されたもので、はじめに「郭公出身小傳」を載せ、その後、欺昧・人命・謀害・劫盜・騙・伸冤・姦淫・霸占の八類に分けて計四十三話を収録している。

書中には他の公案小説の焼直しが多いように見受けられ、少なくとも『諸司公案』から七話、『廉明公案』から三話、『律條公案』から一話を借用していることが確認できる。

〈新民公案〉

〈依據した作品〉

- 一巻 富戸重騙私債 『諸司』『趙縣令藉田舍産』

女婿欺騙妻舅家財

羅端欺死霸占

人命 吳旺磊算打死人命

二卷 猿猴代主伸冤

三卷 爭子辨其真偽

四卷 江頭擒拿盜僧

四卷 兄弟爭產訐告

四卷 追究惡弟田產

佃戶爭占耕牛

隣舍爭占小駒

この中、『律條公案』『蘇侯斷問打死人命』(謀害類)と本書「吳旺磊算打死人命」(人命類)の冒頭の字句を比較してみると、

〈新民公案〉

〈律條公案〉

甌寧縣三都項龍街吳旺三代豪富。高淳縣史魯家世富豪。金銀錢谷多。錢糧一百五十石放債取利。每要對積巨萬放債起利。每月雖作加三苛本加五。鄉中人皆怨惡。罵只有一算。寔過加五。貧民無奈。其易借只等極窮無聊之人。要銀供給衣食。不得。前去揭債時。有馬孔佳已開店營。生有弟馬孔昭。欲經商買賣。托保辛。義賣米營生。趨得升合。供家有兄子。金前去史魯處揭借本銀十兩。仁亦要買米去賣。一日托保葉貴立批借出吳旺銀九兩一錢。準作十兩。

まず二話が階級關係にあることが知られるが、さらに『律條公案』の話が『蕭曹遺筆』中の文書に基づいてストーリーを構成した素朴な公案であり、これに對して『新民公案』の話は、無事の民を盜賊として殺害した高利貸を裁くためにまず擅に盜賊を殺した罪で高利貸を捕

えるという叙述を加えた緻密な公案であることからして、この話は

『蕭曹遺筆』→『律條公案』→『新民公案』と發展したものと理解で

きる。この外に兩者の關係を明らかにする話を見出せなくて残念では

あるが、これによつて『律條公案』は萬曆三十三年以前に編纂された

という推測が一應可能である。従つて『詳刑公案』の編纂も自ら萬曆

三十三年以前ということになる。

本書には、こうした小説の燒直し作品の外に、萬曆三十一年(一六

〇三)刊『耳譚類增』卷六「良讞篇」中の記事に基づいての創作も含

んでいる。

〈新民公案〉

〈耳譚類增〉

三卷 爭鴉判還鄉人

三卷 判人爭盜茄子

三卷 剖決寡婦生子

仲冤

臨江守錢公

典史決獄

閱選部理冤

「典史決獄」では、典史は茄子に竹釘で印を付けて茄子泥棒を捕え

るが、『新民公案』はそれでは不都合と思つたか、郭子章は八百屋の

茄子が大小不揃であることを見て盗品だと斷じると改めている。

なお從來本書と『龍圖公案』との關係には論及されていないが、『龍

圖公案』三話「嚼舌吐血」は本書「和尙術發烈婦」(姦淫類)に類似す

る。これも論證を要することゆゑ、二話の字句を比較してみたい。

〈龍圖公案〉

三話

早負文名屢期高捷親教幼弟克信

府岸尙勇即從尙仁讀書情雖兄弟

〈新民公案〉

話說西安府也崇貴家。業巨。萬妻。湯

氏生子四人。長名克孝。次名克弟。三

名克忠。四名克信。克孝治家任事。克

弟爲商。外邦克忠讀書。進學爲秀才。

走北京做買賣尙仁讀書。易經補

殷勤友愛出入相隨克忠不幸下第 分則師生尙仁一日因科舉不中憂染病懣懣臥床不起克信時時入房 悶成疾臥床不起尙勇時々入房間看顧見嫂蔣淑貞花貌驚人恐兄病 疾看見嫂々黃氏浴容襲人恐兄病體不安或貪美色傷損日深決不能 體未安或溺於色未免損神益甚欲起欲兄移居書房靜養身心或可保 移兄書館養病 其殘喘

以下は省略するが、明らかに『龍圖公案』が『新民公案』を襲用していることがわかる。これで『龍圖公案』の來源不明な話は、編者創作の十二話を除いて、二話を残すのみとなった。

\*

『居官公案』は以上の諸集とは異なり、話を分類せず回目を立ててゐる。四卷七十一回から成り、萬曆三十四年（一六〇六）に編纂された。李春芳の序文には、

時に好事者有り、耳目の親し所を以て記し、其の官を歴て案する所に即きて、之が爲めに其の顛末を傳う。余偶々金陵を過りしに、虛舟生、予が爲に其の事を道うこと此の若し。

というが、海瑞（一五一四—一五八七）の實話ではないこと『新民公案』と同様である。

本書の一話の構成は、ストーリーの後に告訴狀、判決文を並べるといふ獨特の方法に従っている。ストーリーの來源は、第一回〜十五回および二十四、二十八回の計十七話が前述の『耳譚類増』良諭篇から、第十八、十九、三十一、三十六、五十一、五十六回の計五話が『新民公案』から、第二十七回、三十七〜五十三回の計十八話が『百家公案』から、第五十五回、五十七〜六十一回、六十三、六十五、六十六回の計九話が『廉明公案』から、第六十七、七十一回の計二話が『諸司公案』か

ら採用されている。また裁判文書の方は、『蕭曹遺筆』を増補して萬曆三十年（一六〇二）に編纂された『折獄明珠』所收のものを、第一〜八回、十四、十五、二十、二十一、三十五回の計十三話に用いている。

〈居官公案〉

（依據した作品）

- 1 斷問強姦 告欺姦・訴・海公判 『耳譚類増』「成都守魯公」
- 2 僧徒姦婦 告打死妻命・訴・海公判 『折獄明珠』告欺姦・訴・鄭公審語
- 3 姦婦失節明節 告強姦墮胎・訴・海公判 同「林公大合決獄」
- 4 姦姪殺媳抵命 告強姦寡婦 同「朱省郎決東明獄數事」の三
- 5 姦夫殺客爲女有他姦 告人命・訴・海公判 同「定遠獄」
- 6 決東明鄉劉松冤事 告打死妻命・訴・海公判 同「臨海令決獄」
- 7 拾坯塊助擊 告毆傷・訴・海公判 同「告打死妻命・訴・馮侯審語」の一
- 8 斷問誣林姦拐 告強姦・訴・海公判 同「朱公決刑臺獄數事」の二
- 9 斷問通姦 同「伯兄純甫決蘇獄二事」の二
- 10 勸饒通夏浴訟 同「孫公勸歐陽家訟」
- 11 謁城隍遇猪啼吼 同「天柱令朱公斷家」
- 12 斷膺金 同「田華容」
- 13 姦罵求羅不與 同「朱省郎決東明獄數事」の四
- 14 仇囑誣盜 告劫盜・訴・海公判 同「伯兄純甫決蘇獄二事」の一
- 15 楊威匿兒產 告欺死瞞生・訴・海公判 同「賈坻令張公斷獄」

- 18 許巡檢女鳴冤 『新民』「斷問驛卒殺命」  
 19 風掀驪頂 同「捉拿東風伸冤」  
 20 告退親・訴・海公判 『折獄明珠』、告退親・訴・許公審語  
 21 告窃盜・訴・海公判 同、告窃盜・訴・朱公審  
 24 夫撻婦爲有姦 『耳譚類增』「僕司理」  
 27 斷問冤兒報仇 『百家』63「判僧行明前世之冤」  
 28 七月生子爲先孕 『耳譚類增』「李邵武決獄」  
 31 斷姦僧 『新民』「江頭擒拿盜僧」  
 35 告打死僕命・訴 『折獄明珠』、告打死弟命・訴  
 36 謀擧大事 『新民』「判問妖僧誑俗」  
 37 姦夫悞殺婦 『百家』8「判姦夫誤殺其婦」  
 38 姦夫盜銀 同9「判姦夫窃盜銀兩」  
 39 捉圓通伸蘭姬之冤 同20「伸蘭櫻冤捉和尚」  
 40 謀夫命占妻 同28「判李中立謀夫占妻」  
 41 開饒春罪除姦黨 同16「密捉孫趙放襲人」  
 42 判明合同文約 同27「孫判明合同文字」  
 43 通姦私逃謀殺婦 同36「孫寬謀殺董順婦」  
 44 假給弟兄謀命奪財本 同38「王萬謀併客人財」  
 45 通姦謀殺親夫 同39「晏寔與許氏謀殺其夫」  
 46 匠人謀陳婦之首飾 同42「屠夫謀黃婦首飾」  
 47 判燭臺以追客布 同11「判石牌以追客布」  
 48 爲友伸冤以除姦淫 同52「重義氣代友伸冤」  
 49 姦婦淫婦共謀親夫之命 同64「決淫婦謀害親夫」  
 50 開江成之罪而誅吳八 同66「決李賓而開念六」  
 51 周氏爲夫伸冤告張二 同60「究巨鯉井得死屍」

- 52 開許氏罪將猫德抵命 同67「決袁僕而釋楊氏」  
 53 決何進貴開趙壽 同71「證兒童捉謀人賊」  
 55 判誤妻強姦 『廉明』「劉縣尹判誤妻強姦」  
 56 烏鴉鳴冤 『新民』「斷拿烏七憤命」  
 57 黃鸞訴冤報恩 『廉明』「黃縣主義鴉訴冤」  
 58 白晝強姦 同「海給事辨詐稱姦」  
 59 判給家財分庶子 同「滕同府斷庶子金」  
 60 判家業還支應元 同「韓推府判家業歸男」  
 61 網捕剪線賊 同「汪太府捕剪線賊」  
 63 判姦僧殺妓開釋僧際舉 同「蘇院詞判姦僧」  
 65 判賴姦誤姪婦縊死 同「姚大巡判掃地賴姦」  
 66 判狐疑殺妻 同「譚知縣捕以疑殺妻」  
 67 開李仲仁而問江六罪 同「諸司」  
 71 判謀陷寡婦 同「顏尹判因姦殺命」
- 例えは、第二回「僧徒姦婦」は、『耳譚類增』の編者王同軌が願慮から耳にした「林公大合決獄」をほぼそのまま轉載したもので、そのストーリーは、一小家の婦人が雨宿りをした野寺の僧から殺されるが、この事件を擔當した官が、門吏を使って野寺を偵察して解決するといふものである。またこの記事の後に並記された「告打死妻命」は、もと『折獄明珠』人命類「告爲妹伸冤」で、妓女にうつつを抜かず計生が妻雲玉の諫言を怒って打殺したと雲玉の兄張簡が告訴するものであるが、『居官公案』は兄張簡を母張氏に變え、海瑞の判語は、小家の婦人を雲玉とし、計生を無罪として、本來相異なる内容の記事と文書を巧妙に組合わせて一話としている。
- また『百家公案』等の公案小説集からは、字句までほぼそのまま用

いるか、或いはストーリーの一部分を改めて趣向を變えるかして取り入れている。例えば五十一回「周氏爲夫伸冤告張二」は『百家公案』六十回「究巨繩井得死屍」に基づく話で、『百家公案』では、慈悲深い商人が百姓から買った蛙をもといた潭へ放つて助けた後、悪友とともに占師に吉凶を尋ねた上で旅に出て悪友に殺されるが、前に助けた蛙が包拯に訴えて井中から商人の死體を發見させ、包拯は商人の妻に夫の死體であることを確認させた上で悪友を逮捕するというのに對して、『居官公案』では蛙を登場させず、悪友の報告に不審を抱いた妻が證據を掴むために、故意に夫の死は惜しまないがその身に着けていた玉綴環だけは惜しいと云つて、巧妙に悪友から奪還した上で官に訴えるという話に仕立てている。

なお『居官公案』において『折獄明珠』を用いるなどして作られた訴訟判決文書は、後に『蕭曹致君術』というこの類の文書を集めた書に、計十三件収録されている。

\*

『詳情公案』の刊行についてはすでに考證されているように、現存のテキストは、天啓間の原本『李卓吾詳情公案』の李卓吾の名を取つて、天啓崇禎の間に刊行されたと思われる。現存の三種のテキストはいずれも不完全で、三者を總合すると十七門四十七話になる。

本書は既刊の小説集に語釋を施して選録した大衆向けの小説集であり、その内譯は、『詳刑公案』からは姦情(卷二)・除精・除害の三類と婚姻一話を除いた三十一話を、『諸司公案』からは雪冤類五話と人命類五話の計十話を、『明鏡公案』からは人命類五話と素騙類一話の計六話を選んでいる。

末尾に付けられた無懷子の批評には、公案小説の作者とは思えぬ、

一讀者の感想にも似た語を含んでいる。例えば「岑大尹審證兒童捉賊」(官が獄中を偵察した際に、囚人に飯を運ぶ子供が獄吏と密談を交わすのを見て不審を懷き、問い質して眞犯人の使いをしていることを知る話)では、もとの『詳刑公案』の、

予、饒公の此の斷を觀るに、天の道を行なうが如し。斯、上は君命に負かず、下は民冤を滯らせず云云。

という批評を除去して、

無懷子曰く、予、此の斷を稽るに、饒公の明罰勅に出づと雖も、

然れども孩童面證するの數語無くんば、即い龔少卿(名は遂、漢の

人)再び出づれども、亦此を斷じ難からん。

という、傍觀的な批評を加えているのがそれである。

\*

最後に『龍圖公案』十卷の編纂について觸れておきたい。『龍圖公案』の編纂意圖についてはすでに論じられているので、贅言を必要としないが、今、最初の二話に關する聽五齋の批評、

僧明修、蕭淑玉を樓頭に殺し、後に鬼聲の啼哭するに遇いて、便

ち阿彌陀佛を念じて圍を解かんとす(阿彌陀佛講和)。僧性慧、

丁日中を鍾下に蓋りに、其の妻鄧氏、痛切して、觀音菩薩の救苦

を默禱す(觀音菩薩托夢)。畢竟、不善を以て諸を佛に感ぜしめ

んとするも、終に講和を與えず、善を以て諸を菩薩に感ぜしめんとすれば、即ち爲に託夢す。

を見れば、惡僧の話を對偶にしながらも、前掲の諸公案小説集のようにテーマを専ら裁判に置くのではなく、むしろ話の教訓性に重點を置いて、編者が公案小説の作者とは性格を異にすることを示している。因みにこの二話は、もとの『廉明公案』では、それぞれ人命類、

威逼類に屬している。

このように百話は評者聽五齋によって意圖的に二話ずつの對偶を作つて編集されているが、對偶を作る際には、九組の例外を除いて、同一書を用いている。すなわち『百家公案』からの二十四組以外にも、『廉明公案』からは一・二、二七・二八、三一・三二、五五・五六、六九・七十、七七・七八、七九・八〇、八九・九〇話、『詳刑公案』からは八一・八二、八七・八八、九九・百話の計十一組がそうである。これは採録のし易さからであつて、『詳刑公案』『律條公案』に共通する話をすべて『詳刑公案』一書に依つたのも、その外に深い理由があつたからではあるまい。

### 三

以上、明代の諸公案小説における創作・編纂の實態について分析を試みた。その結果、これらの小説集において、模範的な裁判記事や裁判文書をもとにして創作が行なわれているばかりでなく、そうして創作された話が、逆に模範的な裁判記事や裁判文書として編纂されていることを見出したことは收獲であつた。思えば、『廉明公案』に裁判文書そのままのせていたり、『居官公案』の序文に事實を記したと述べていたのも、編者には決して單に小説を編纂しているという意識はなく、現實に應用できる裁判手引書を編んでいるという意識があつたからに外ならない。

孫楷第氏は、『東京所見中國小説書目』の中で、

以上の四書〔諸司〕『廉明』『明鏡』『詳情』、古今の刑獄の事を搜輯す。其の俚拙無文、皆『龍圖公案』と同じ。以て通俗小説と云

えば、即ち未だ小説の規模を具えず、又『疑獄集』『折獄龜鑑』諸書と比ぶるを得ず。然るに分類編集し、亦法家書の體例を竊取す。唯だ意、異聞を搜集して一般人の消遣に供するに在り。則ち亦丙部小説の末流のみ。

といったが、我々はもうこの酷評にとらわれずともよい。それは、前述のように、これらの公案小説や原公案記事は三言二拍の格好の材料となつており、その文學的價值を疑ふ必要もないし、また公案小説が創作されるに當つて、犯人の犯行の動機や司法官の事件解明の手腕についての描寫が付加されて小説としての規模を具えているし、また『疑獄集』をそのまま繼承している〔諸司公案〕ので、それらの裁判記事集と十分に比肩し得るからである。孫氏のこの一文は諸書を忽忽の間に瞥見して書かれたものと思へない。

また諸書における創作・編纂を考察する過程で刊行年のわからない書の編纂時期がおよそ判明したことも收獲であつた。すなわち諸書〔詳情公案〕を除くはおよそ萬曆二十六年から萬曆三十三年までの間に編纂されたと思われ、『詳刑公案』に次いで『律條公案』が、『諸司公案』に次いで『律條公案』が、『詳刑公案』（或は『律條公案』）に次いで『明鏡公案』が世に出た。

最後に『龍圖公案』の依據した小説で從來不明とされていたものが二話指摘できたのも一つの收獲と言えようか。今、如上の調査結果に基づき、『龍圖公案』の來源について確認しておこう。

#### 〈龍圖公案〉

#### 〈依據した作品〉

- 1 阿彌陀佛講和 『廉明』<sup>上卷</sup>「張縣尹計嚇兇僧」
- 2 觀音菩薩托夢 同<sup>下卷</sup>「邵參政夢鍾蓋黑龍」
- 3 嚼舌吐血 『新氏』<sup>四卷</sup>「和尚術姦烈婦」

- 4 咬舌扣喉  
『詳刑』三卷「趙代巡斷殺殺貞婦」
- 5 鎖匙  
同四卷「戴府尹斷姻親誤賊」
- 6 包袱  
『廉明』下卷「韓按院賺賊獲賊」
- 7 萬葉飄來  
『詳刑』一卷「董推府斷謀害舉人」
- 8 招帖收去  
『律條』七卷「王滅刑斷拐帶人妾」
- 9 夾底船  
『詳刑』一卷「吳推府斷船戶謀客」
- 11 黃菜葉  
『百家』四卷「東京判斬趙皇親」
- 12 石獅子  
同59「東京決判劉駙馬」
- 13 偷鞋  
同20「仲闖嫖冤捉和尚」
- 14 烘衣  
同56「杖姦僧決配遠方」
- 15 龜入廢井  
同60「究巨羅井得死屍」
- 16 鳥喚孤客  
同21「滅苦株賊伸客冤」
- 17 臨江亭  
同52「重義氣代友伸冤」
- 18 白塔巷  
同76「阿吳夫死不明」77「判阿楊謀殺前入」
- 19 血衫叫街  
同42「屠夫謀黃婦首飾」
- 20 青巖記殼  
同19「還蔣欽谷捉王虛」
- 21 裁縫選官  
同25「配弘禹決王婆死」
- 22 廚子做酒  
同47「答孫仰雪張虛冤」
- 23 殺假僧  
同36「孫寬謀殺童順婦」
- 24 賣貞靴  
同45「除惡僧理索氏冤」
- 27 試假反試真  
『廉明』上卷「劉縣尹判誤妻強姦」
- 28 死酒實死色  
同人命「洪大巡究淹死侍婢」
- 29 氈套客  
『百家』16「密捉孫趙放龍人」
- 30 陰溝賊  
同9「判姦夫竊盜銀兩」
- 31 三寶殿  
『廉明』下卷「曾巡按表揚貞孝」
- 32 二陰營  
同下卷「謝知府旌獎孝子」
- 33 乳臭不濁  
『百家』71「證兒童捉謀人賊」
- 34 妓飾無異  
同61「證盜而釋謝翁冤」
- 35 遼東軍  
同69「旋風鬼來證冤枉」
- 36 岳州屠  
同53「義婦與前夫報讐」
- 39 耳畔有聲  
同37「阿柳打死前妻之子」
- 40 手牽二子  
同6「判妬婦殺妾子之冤」
- 41 窗外黑猿  
同67「決哀僕而釋楊氏」
- 42 港口漁翁  
同50「琴童代主人伸冤」
- 43 紅衣婦  
同55「斷江僧而釋鮑僕」
- 44 烏盆子  
同87「瓦盆子叫屈之異」
- 45 牙簪掃地  
同18「神判八旬通姦事」
- 46 繡履埋泥  
同66「決李賓而開念六」
- 47 蟲蛀葉  
同12「辨樹葉判還銀兩」
- 48 啞子棒  
同86「石啞子獻棒分財」
- 49 割牛  
同91「下安割牛舌之異」
- 50 騙馬  
同15「出與福罪捉黃洪」
- 51 金鯉  
同44「金鯉魚迷人之異」
- 52 玉猫  
同58「決戮五鼠鬧東京」
- 53 移椅倚桐同翫月  
同10「判貞婦被污之冤」
- 54 龍騎龍背試梅花  
同23「獲學吏開國材獄」
- 55 奪傘破傘  
『廉明』下卷「金州同割斷爭傘」
- 56 瞞刀還刀  
同學占「武署印判瞞柴刀」
- 57 紅牙毬  
『百家』93「潘秀誤了花羞女」94「花羞還魂累李辛」

- 58 廢花園  
同65「究狐精而開何達」
- 61 獅兒巷  
同49「當場判放曹國舅」
- 62 桑林鎮  
同74「斷斬王御史之贓」75「仁宗皇帝認母親」
- 63 斗粟三升米  
同8「判姦夫誤殺其婦」
- 64 聿姓走東邊  
同68「決客商而開張獄」
- 65 地窖  
同28「判李中立謀夫占妻」
- 66 龍窟  
同64「決淫婦謀害親夫」
- 69 三娘子  
『廉明』<sup>上卷</sup>「楊評事片言折獄」  
同<sup>盜賊</sup>「汪太府捕剪錄賊」
- 70 賊總甲  
『百家』63「判僧行明前世冤」
- 71 江岸黑龍  
同32「失銀子論五里牌」
- 72 牌下土地  
同46「斷謀劫布商之冤」
- 73 木印  
同11「判石牌以追客布」
- 74 石碑  
『廉明』<sup>下卷</sup>「滕同府斷庶子金」
- 77 扯遺軸  
同<sup>下卷</sup>「韓推府判家業歸男」  
同<sup>爭占</sup>「姚大巡判掃地賴姦」
- 78 味遺囑  
同<sup>成通</sup>「嚴縣令誅誤翁姦女」
- 79 箕帚帶入  
同<sup>姦情</sup>「魏恤刑因鴉呢鳴冤」
- 80 房門誰開  
同<sup>盜劫</sup>「吳推府斷僻山搶殺」
- 81 兔戴帽  
同<sup>姦情</sup>「曾縣尹斷四人強姦」
- 82 鹿隨障  
『廉明』<sup>上卷</sup>「陳按院實布賺贓」
- 83 遺帖  
『詳刑』<sup>二卷</sup>「劉縣尹訪出謀殺夫」
- 84 借衣  
『廉明』<sup>下卷</sup>「康總兵救出威逼」
- 85 壁隙窺光  
『詳刑』<sup>七卷</sup>「蘇縣尹斷光棍爭婦」
- 86 橋上得穴  
同<sup>姦情</sup>「項縣尹斷二僕爭鴉」
- 87 黑痣  
同<sup>盜劫</sup>
- 88 青糞  
同<sup>姦情</sup>

- 89 和尚鐵肩  
『廉明』<sup>下卷</sup>「戴典史夢和尚鐵肩」
- 90 西瓜開花  
同<sup>下卷</sup>「黃通府夢西瓜開花」
- 91 銅錢插壁  
『律條』<sup>三卷</sup>「曹推官訪出慣賊」
- 92 蜘蛛食卷  
『廉明』<sup>上卷</sup>「曹察院蜘蛛食卷」
- 95 栽贓  
同<sup>盜賊</sup>「尤理刑判竊盜」
- 96 扮戲  
『律條』<sup>七卷</sup>「曹推府斷拐帶女子」
- 98 床被什物  
『廉明』<sup>上卷</sup>「海給事辨詐稱姦」
- 99 玉樞經  
『詳刑』<sup>五卷</sup>「鄭知府告神除蛇精」
- 100 三官經  
同<sup>威逼</sup>「晏代巡夢黃龍盤柱」

注(1) 各書の正式名と卷數等は、『新刊京本通俗演義全像百家公案全傳』十

卷一百回(名古屋市蓬左文庫藏)、『皇明諸司廉明奇判公案傳』二卷(内閣文庫等藏)、『新刻皇明諸司公案傳』六卷(國立國會圖書館藏)、『新刻名公神斷明鏡公案』七卷存四卷(内閣文庫藏)、『新編國朝名公神斷詳刑公案』八卷(日光慈眼堂等藏)、『新刻海若湯先生彙集古今律條公案』八卷缺第二卷(内閣文庫藏)、『新刻郭青螺六省聽訟錄新民公案』四卷(臺灣大學藏、日本延享元年抄本)、『新刻全像海剛峯先生居官公案』四卷七十一回(北京圖書館等藏)である。

(2) 孫楷第『日本東京所見中國小説書目』(一九三三年)一四二頁。

(3) 1' Wolfgang Bauer, "The Tradition of the 'Criminal Cases of Master Pao' *Pao-kung-an* (*Lung-t'u kung-an*)", *Oriens*, Nos. 23-24 (1970-71) 2' Y.M.Ma, "The Textual Tradition of Ming *Kung-an* Fiction: A study of the *Lung-t'u Kung-an*", *Harvard Journal of Asiatic Studies* 35 (1975) 3' Patrick Hanan, "Judge Bao's Hundred Cases Reconstructed," *HJAS* 40-2 (1980) 4' 馬幼垣『全像包公演義』補釋』中國古典小説研究專輯5、聯經出版事業公司(一九八二)

- 5、大塚秀高「公案話本から公案小説集へ——『内郡小説之末流』の話を本研究に占める位置」、集刊東洋學47(一九八二) 6、大塚秀高「包公説話と周新説話——公案小説生成史の二側面」、東方學66(一九八三)
- (4) 拙稿「『百家公案』の編纂」、東方學73(一九八七)
- (5) 萬曆二十五年(一五九七)には『新刻育之堂校編包孝肅公神斷百家公案演義』六卷一百回として刊行され、現在ソウル大學に卷六(七十二—一百回)を缺くテキストが藏されている(注6引 Wolfgang Bauer 論文による)。
- (6) 錦水竹林浪叟輯『新鐫蕭曹遺筆』、萬曆二十三年江湖山人序刊、東京大學東洋文化研究所大木文庫藏。
- (7) 注5の5に引く大塚論文、七十三頁。
- (8) 山口大學藏明刊『新評龍圖神斷公案』十卷を用いた。東京大學東洋文化研究所倉石文庫にも同版と思しいテキストを藏する。莊司格一「龍圖公案について」(鳥居久靖先生華甲記念論集『中國の言語と文化』二七三—二九六頁、一九七二)は、東北大學藏清益智堂刊有評本と京都大學人文科學研究所藏清兩餘堂刊無評本の字句を比較し、無評本から有評本が編纂されたと推定した。この推定が誤っていることは、根ヶ山徹「龍圖公案」編纂の意圖(中國文學論集14號、一九八五)が、『龍圖公案』五話「鎖匙」の基ついた「戴府尹斷婚姻誤賊」との比較を行なつて明らかにした。しかし根ヶ山論文は、『詳刑公案』と『律條公案』の比較を行なわなかつたために、『龍圖公案』がいずれを用いたかを明確にしていないし、また『龍圖公案』諸本の比較を行なわず、莊司論文に引く清益智堂刊本の字句に依つたため、有評本が無評本に先行するという結論に矛盾する比較例も出している。
- (9) 湖海山人清虛子編『合刻名公案斷法林灼見』四卷首一卷(名古屋市蓬左文庫藏)。本書は上下二層に分け、上層に告訴狀・判決文を、姦情・盜賊・人命・婚姻・戸役・田宅・墳山・圖毆・騙害・呈狀・執照・説帖
- に分類して集め、下層に公案譚を載せている。
- (10) 注3の5に引く大塚論文の所説。
- (11) 同前。
- (12) 注3の5に引く大塚論文では二十八則を今にとどめるといふが、二十五則の誤。
- (13) 注2引孫氏書目、一四一頁。
- (14) 同書、同頁。大塚氏も孫氏の説を襲う。
- (15) 牟潤孫「新民公案」(大陸雜誌第五卷第二期、一九五二)の所説。
- (16) 「耳譚類增」五十四卷、明王同軌撰。原書「耳譚」を増補分類して萬曆三十一年に成つた。ここでは南京圖書館藏本に依つた。
- (17) 『龍圖公案』十話「接渡跡」、九十七話「豎燈籠」
- (18) 『新刻摘選增補註釋法家要覽折獄明珠』四卷、萬曆三十年清波逸叟序刊本、内閣文庫藏。
- (19) 明琴堂臥龍子彙編『新刻平治館評釋蕭曹致君術』六卷(東京大學東洋文化研究所大木文庫藏)。「居官公案」の文書十三件とは、第三、四、六、七、十四、十六、二十、二十一、二十三、四十七、五十一、六十、七十回に載せられたもので、『蕭曹致君術』では、賊盜・姦情・人命・婚姻・騙害・繼立類にそれらを載せ、時に「考寔」の項を設けて『居官公案』の話を要約している。
- (20) 注3の5に引く大塚論文の所説。
- (21) 注8に引く根ヶ山論文参照。